

成果報告書

(地域部活動推進事業)

白岡市立菁莪中学校、白岡市立南中学校

所在地	埼玉県白岡市
運営主体	ASC(アスク) ※PTAのOBを中心として地域部活動ために発足した組織
事業目標	<p>白岡市では、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から、国や埼玉県のガイドラインに則り、「白岡市部活動ガイドライン」を策定し、部活動の適正化を推進している。</p> <p>現在、国や埼玉県では学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、部活動を学校単位から地域単位の取組に移行することが求められている。</p> <p>本事業は、生徒にとって望ましい部活動の実現を目指すとともに、部活動における教員の負担軽減を図ることを目的に、地域人材の協力を得ながら休日の部活動の段階的な地域移行を進めるために、人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に総合的に取り組むものである。</p>
団体・組織等の連携	<p>The diagram illustrates the organizational structure and relationships. At the top is the 埼玉県教育委員会 (Saitama Prefectural Education Commission), which delegates (委託) to the 白岡市教育委員会 (Shirooka City Education Commission). The city commission then delegates (再委託) and supervises (監査) the ASC (アスク), which is designated as a '委託先管理団体' (Designated Management Organization). The ASC is linked to '市内4中学校 (篠津、菁莪、南、白岡)' (4 middle schools in the city: Shinotsu, Seiga, Minami, and Shiraka) through '学校施設の優先利用' (Priority use of school facilities) and '入会' (Joining). The ASC also provides '運営管理 運営費・謝金' (Operational management, operating costs, and honoraria). The schools have '教職員' (Teachers and staff), including '希望者' (Those who wish to participate). These '希望者' are linked to '指導者 (地域人材)' (Instructors from local community members) through a dashed line, with a note: '希望する教職員は兼業兼職をし、地域人材として活動する。' (Teachers who wish to participate will work part-time/part-time and act as local community members). The '指導者' are linked to '地域部活動' (Local community activities) through '指導' (Guidance). The schools have '学校部活動' (School activities) which are linked to '地域部活動' through '連携' (Cooperation). Both '学校部活動' and '地域部活動' are linked to '市内中学生' (Middle school students in the city) through '指導' (Guidance). A dashed box highlights '市内中学生 (希望者)' (Middle school students in the city who wish to participate). A note between the two activity boxes states: '双方合わせて部活動 ガイドラインの範囲内の活動' (Combined, activities within the guidelines). At the bottom, '市内中学生' and '市内中学生 (希望者)' are shown in a dashed box.</p>
活動場所	白岡市立菁莪中学校音楽室、白岡市立南中学校音楽室
活動概要	<p>原則、3時間程度の練習(吹奏楽)を週1回</p> <p>中学校の部活動に準じた活動内容(コンクール等に向けた楽曲の演奏)</p>

○本事業による成果

- ・教員が休日に従事することがなくなったため、従来の学校部活動と比較して1週につき約3時間の勤務時間を削減することができた。
- ・本事業では、生徒にとって影響がない形での地域展開を目指しており、これまでと同様の内容で充実した活動を行うことができたため、影響は特になかった。
- ・地域移行による教職員や生徒の成果よりも、教育委員会や管理運営団体としてのノウハウを得ることや、課題の整理をすることができた。

地域展開に向けた主な課題の整理

- ア 運動部活動の地域での受け皿
- イ 指導者の数・質の確保とそのマッチング
- ウ 地域部活動の適切な活動日数及び活動時間
- エ 教員の兼職兼業
- オ 施設・用具の管理
- カ 大会・コンクールの在り方
- キ 受益者負担額
- ク 保険の在り方
- ケ 個人情報の共有と管理
- コ スムーズな地域展開の手法

○児童・生徒への指導に関する工夫

中学校における従来の部活動指導は、生徒指導や学級経営等にも直結しており、ある程度の教育的効果が認められる。保護者の声の中には、休日も引き続き、教職員に指導してもらいたいといったものも多い。また、教職員にも、部活動指導に従事したいといった声が複数あり、希望する教職員には兼職兼業の届け出の提出により引き続き従事していただける環境を整えた。その結果、一貫した指導を実施することができ、大きな混乱は生じなかった。

また、活動場所や楽器等の管理についてもこれまでと同様に維持管理することが可能であった。使用する立場の違いによる責任の問題をどうするかといった課題は残るが、使い勝手も慣れており、不自由もないことから引き続き使用できる環境を整えておきたいと考えている。

今後、文化団体や退職教職員が指導者となった場合には、コーディネーター等との連携により、指導内容を充実させることで対応していきたいと考えている。

○運営上の工夫

生徒、保護者、学校に混乱をさせないソフトランディングを目指した運営を心掛けた。運営団体の受け皿は、PTAのOBを中心とした組織であり、地域部活動のために発足したものである。生徒、保護者、学校、教育委員会をつなげる役割を果たしており、運営上最も工夫した点である。

また、働き方改革といった視点から考えると、教職員は地域部活動により新たな職務が増えることを恐れている。例えば、地域部活動の活動中に生徒間や指導者との間でトラブル等が起こってしまった場合や教職員と指導者の考え方の違いにより悩む生徒への対応等である。中学校部活動よりのシステムにするのか、社会体育やクラブチームのようなシステムにするのかによっても教職員の負担は変わってくると思われる。今回の工夫としては地域部活動を中学校部活動に準じた活動とすることで、教職員の負担を減らせるのではという考えのもと運営している。

○継続的な運営に関する課題（※運動部含む）

ア 運動部活動の地域での受け皿

今年度は企画委員会において各方面からの意見等を集約し、公募により運営母体となる団体を選定した。その結果、制度設計や学校や委託先団体等との調整に時間を要し、事業の開始時期が当初の計画より遅れることとなった。しかしながら、連携や調整は必要であり、特に保護者や地域の理解を得ることは必要不可欠である。

受け皿としては、PTAやCSのOBが主体となる管理運営団体を選定したが、学校や生徒・保護者との連携を重視した運営を行っており、教職員の負担軽減等の成果がでている。しかしながら、ボランティア意識が強く、契約を請け負う事業者としての意識や責任感がやや弱いことが課題として残る。

イ 指導者の数・質の確保とそのマッチング

指導者として、小・中学校の教職員による兼職兼業のほか、教員を目指す大学生の配置を行った。また、中学校長から推薦のあった部活動ボランティア指導員についても地域部活動の指導者として配置した。これらの指導者については、資格の有無を問うことなく配置したが、責任の問題や地域移行について保護者から理解を得るためにも今後は必要な条件となるだろう。

また、マッチングの問題も生じる。生徒、保護者の考え方は多種多様であり、必ずしもその競技における指導者資格を持っている人材がニーズに合うかどうかは分からない。選手の育成や技術向上、勝利等にこだわらない、「いわゆる「ゆる部活」のような部活動に対応した人材も必要である。

本市では今年度、人材育成の観点から研修会の参加を義務づけたが、研修の質や費用負担の在り方については、検討を進める必要がある。また、地域部活動の指導者の評価を実施する適切な人材をどのように確保すべきか、どのような評価のシステムを構築すべきかについても整える必要がある。

ウ 地域部活動の適切な活動時間及び活動日数

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等の設定を行うことが「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁、平成30年3月)に示されており、ガイドラインを順守した活動が必要であることは言うまでもない。

しかしながら、ガイドラインには「学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)」と示されており、教職員の働き方改革と同時に部活動の地域移行を進める際に、一部障害となる場合がある。

例えば、ある部活動の活動日数が「教員による中学校部活動が平日4日、地域の指導者による地域部活動が休日1日」となるよりも、「教員による中学校部活動が平日3日、地域の指導者による地域部活動休日2日」の方が、部活動を負担に感じている教員にとつての負担は減り、生徒にとつても十分な休養が可能となる。ただし、どちらにしても生徒の活動を強制するものではなく、選択肢を増やすという考え方である。競技志向ではない生徒や保護者の意向も十分に尊重して、柔軟に休養日や活動時間を設定できるガイドラインが必要となる。

エ 教員の兼職兼業

現状の中学校部活動において、部活動を負担に感じている教員の中には、部活動に参加しないことで参加している教員と比較されることを恐れており、仕方なく引き受ける教員も多い。しかしながら、兼職兼業により指導を希望する教員は約4割おり、今年度については兼職兼業を認めている。適切な人材の確保や地域移行について保護者から理解を得るといった観点からも教員の参加は必須である。

その一方で、教職員が兼職兼業の許可を得て地域で指導する際に、本来業務へ影響が生じることなく心身に過重な負担とならないようにすることが必要であることからガイドライン等を制定し、実施するべきであると考え。埼玉県教職員組合等からは、部活動を学校教育から完全に切り離し、社会体育へ移行するべきであるとの指摘もあり、教職員の働き方を含め幅広い視点から検証を重ねる必要がある。

オ 施設・用具の管理

学校施設の優先的な使用について、学校施設や生涯学習の所管課と調整の上、施設の貸し出しや管理をしており、現時点で特に大きな問題は起きていない。しかし、学校の備品や学校部活動の用具等に関しては、地域部活動時に破損等が発生した場合に、修繕や新たな補充等の対応について調整が困難となることが懸念される。

また、今後、地域部活動が全面的に実施された場合や複数の学校による合同部活動が実施された場合には、場所の確保や施設の管理、責任の所在等において調整が必要になる可能性がでてくる。本市では、学校の施設開放は他の団体にも年齢や種目等を問わず積極的に実施しているところであり、不公平感等が生じないように調整をする必要がでてくると思われる。

カ 大会・コンクールの在り方

中体連主催の大会や吹奏楽コンクール等において、複数の学校による合同部活動によりチーム編成をした場合、編成の条件によっては参加資格がないことが問題となる。現状は、各大会の要項等に従うしかないが、大会の参加資格について柔軟に対応するべきであると考えている。特に少人数が理由ではない合同部活動と各校からの参加人数制限やチーム数制限は撤廃するべきであると考えている。全国的にみると、地区大会のみ参加を認めている場合もあり、調整ができないかあらゆる可能性を探りたい。

また、大会やコンクールの成績が高等学校等の調査書に示されることへの生徒や保護者の不安感も強い。こちらについても、市ではどうすることもできないが、課題となっていることは、各方面に周知する必要がある。

キ 受益者負担額

受益者負担の課題として、活動内容や時間、指導者の人数や資格等により部活動ごとに会費等の額が変わってしまうことに対する不公平感が生じてしまうことが挙げられる。活動内容は多種多様であり、不公平感がなく適正な額を示すこと自体が非常に困難である。

契約により、ある程度適正な額の受益者負担額を保障することも考えられるが、運営する組織団体の存続に影響するため現実的ではない。国や県、市がどこまで補助できるかによって受益者負担額は変化するため、不公平感を少なくするためには一定の割合で補助が必要になる。

また、経済的に困窮する家庭には市による就学援助や運営団体による減免措置を検討している。遅くとも、令和5年度の本市における全面実施までには協定や予算等の整備を終えたいと考えている。

ク 保険の在り方

新たな保険への加入とその保険の補償内容について、教職員と保護者の理解が不足している。保険料の請求手続きが運営団体となるため、そのための事務手数料が発生する。可能であれば、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度と同等の補償内容とするべきであると考え。保険料については、多少増額となることもやむを得ないが、新たな保険加入を必要としない制度がふさわしいのではないかと考える。また、責任者となる運営団体にも保険が必要であり、どのような補償内容が求められるかを考える必要もある。

ケ 個人情報の共有と管理

活動に参加する生徒の連絡先や能力等のデータはもちろんのこと、食物アレルギー等の基礎疾患の情報や要保護・準要保護等の就学援助等に関する情報について、学校の保有する個人情報を共有し、管理運営団体が取得することが可能かどうかという問題が生じる。

取得できない場合に、管理運営団体が個人情報をどのように取得し、管理するのかを整理しておかないと平日部活動と休日部活動の連携の障害となってしまう。

コ スムーズな地域展開の手法

例えば、準備が整った部活動から順次移行したり、学校を指定して地域部活動への段階的な移行をしたりした場合、移行した部と移行しなかった部の間で受益者負担等について不公平感が生じてしまう。地域部活動を仮に年間を通して、週一回の活動とした場合、謝金相当額を補助するとすると、数千万円規模の予算が必要となる。市の財政を考えると非常に厳しい状況である。少なくとも移行期間中は、行政の補助が必要となるため、地域展開の手段として、できる限り早い段階で、全面移行をすることが望ましいのではないかと考える。

また、スムーズな地域展開を図るためには先行的に実施している地域の成果や課題を共有することが重要であることから、本市でこれまでに築いてきたネットワークを活用し、フォーラム・シンポジウム等の開催を通して情報発信を行うことが必要であると考え。

○令和5年度からの学校部活動の段階的な地域移行に関する方針・計画

課題に対する解決策の提案とフォーラム・シンポジウム等の開催

挙げられた課題等に対して、運営委員会やアンケート結果等をもとに解決策を提案し、提言及び報告書を作成する。また、フォーラムやシンポジウム等を通して他の自治体等に広く周知する。

コーディネーターの設置と運営委員会の開催

課題の解決を円滑に実行するためのコーディネーターを中学校毎に設置し、生徒・保護者・地域・学校の実態にあった解決策の提案を模索する。また、コーディネーター、委託先管理運営団体、教育委員会、有識者等による運営委員会を月に1回開催し、進捗状況を共有するとともに、共通理解を図りながら地域部活動の望ましい在り方を検討する。さらに、コーディネーターについては運営委員会とは別に月1回の会議を開催し、学校との連携を強化する。

各種説明会等の実施

生徒・保護者・地域・学校の理解と協力を得ることは必要不可欠であることから、それぞれに向けた説明会の実施(複数回)や説明動画、説明資料等の作成を行う。

人材バンクの設置と活用

指導者の数・質の確保の観点及びマッチングの観点から、多種多様な人材が必要となる。適した人材を配置するためには、人材バンクを設置し指導者を配置することが重要となる。多くの人材の登録が必要となることから市の広報紙やHPを通して、広く周知する。現時点では、放課後子ども教室等の他の人材の登録を含めて市で設置する方向である。

ICT機器の活用

ICT機器の活用により、活動時間の管理や活動場所予約システム、保護者等との連絡体制の構築を検討する。また、オンラインによる指導やサポートの充実についても活動の実態を踏まえ、可能な範囲で実施する。

参加者 (予定人数)	対象学年 全学年 人数 60人
募集方法	学校での通知
指導者	教員(兼職兼業) 3名 教員OB 1名 地域の指導者 1名
移動手段	徒歩 保護者による送迎 (学校外で実施する場合等)
活動費用	会費 750円/月 活動費 6000円/年 施設使用料 無料 楽器・パソコン使用料 無料
スケジュール	4月 募集 5月 ～ 練習等を中心とした中学校部活動に準じた活動 3月
保険加入等	スポーツ安全保険 参加者全員加入

【活動の様子（写真添付）】

